

第 15 回隼駅まつり出展（店）者募集要項

主旨：全国からライダーの聖地「隼」に来場されるライダーを、おもてなしの心を大切にしながら、来場者が楽しく過ごせるよう盛り上げていただける出展者を募集するもの。

展示は、原則バイク（法令違反となるカスタムパーツの推進などは行わない）、若桜鉄道や町の観光、地域の活性化等の PR に資する店舗とするほか、キッチンカー、地域の団体等が運営の主体となるものに限る。（※個人的な屋台は出店不可）

募集要件

1 出展（店）日時

令和 7 年 8 月 1 0 日（日）午前 1 0 時～正午頃まで

2 搬入可能時間

令和 7 年 8 月 1 0 日（日）当日午前 7 時～8 時まで。

途中の入退店は、安全上許可しない。

3 場所及び出店区画

(1) 出店場所：船岡竹林公園芝生広場（八頭郡八頭町西谷 5 6 4 - 1）

（会場内の出店位置については、主催者側で指定します）

(2) 出店区画：1 区画は、間口最大 3. 6 m×奥行き 3. 6 m以内

（原則 1 団体 1 区画）

(3) 搬入車両はテント後ろのみに最大 2 台の搬入を許可する。

3 申込資格

原則バイク・若桜鉄道の PR（法令違反となるカスタムパーツの推進などは行わない）に資する店舗とするほか、キッチンカー、地域の団体等が運営の主体となるものに限るほか、下記（1）～（4）までの項目のいずれかに該当する団体・事業者

(1) 鳥取県東部を主たる活動の拠点としている団体、または八頭町内に営業店舗を持つ事業者

(2) 隼駅まつりの趣旨に賛同し、営利を目的とせず実行委員会と協同してまつりを盛り上げることができる団体・事業者

(3) 「隼駅まつり出展者募集要項」を遵守することができる団体、事業者

※反社会勢力に所属する構成員を含む団体、事業者は出店できない。

(4) 企業の場合、隼駅まつり実行委員会で承認を得た者

- 4 申込方法
出展申込書に必要事項をご記入の上、期日までに事務局まで郵送、FAX、電子メール又は持参すること。
- 5 募集期間
令和7年5月29日（金）正午から6月13日（金）正午※郵送の場合必着
- 6 募集团体数
最大15団体程度
- 7 選考
隼駅まつり実行委員会にて申請内容を精査・選考して決定する。なお、申し込み多数の場合は、出展会場の変更（道の駅はっとう）をお願いする場合があります。
- 8 選考結果の通知
出展（店）者については、後日事務局より連絡を行う。
- 9 出展（店）者説明会
出展（店）者への特段の説明会は行わない。各出店者代表宛に、事務局より後日連絡する。
- 10 出展（店）に関する条件
 - (1) 出展（店）内容
 - ・出展（店）内容については、隼駅まつりの主旨を踏まえて、来場者が楽しめる内容とし、営利目的が主とならないよう留意すること。
 - ・時節柄来場者に可能な限り飲料等（有償無償を問わない）の提供ができるよう配慮すること。
 - ・出展料は無料ですが、ライダー交流会向け商品などの無償提供にできる限り協力をお願いします。（点数、内容に特段の制限はありません）
 - (2) 出展（店）に伴う器材
出展（店）に伴うテント・什器類は、全て出店者持参とすること。特に油脂類を使用する什器の取り扱いは、出展者の責任において適正に管理し、会場管理者の迷惑とならないようにすること。

なお、機材の破損、窃盗、紛失等について、事務局は一切の責任を負わない。

《持込み機材一例》

- ・テント{ 最大 2 間(3.6m)×2 間(3.6m) 以内}最大 1 張
- ・机、椅子、発電機等

(3) その他

- ・出展（店）者から発生したゴミ、残渣類は必ず出展（店）者の責任で処分すること。片付けが乱雑な団体は、次回出展をご遠慮いただく場合があります。
- ・隣接した出展（店）者同士、トラブルが発生しないようにすること。

《事務局》

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493

(八頭町役場企画課内) 隼駅まつり実行委員会

電話 : 0858-76-0212 FAX : 0858-76-0222

Mail : yazu-kikaku@town.yazu.tottori.jp